

各連結法人の個別給与控除額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度		法人名		()			
各連結法人の雇用者給与等支給額の合計額 (別表六の二(十六)「8」)	1	円	当期雇用者給与等支給増加重複基準額 $\frac{(1)}{(2)} \times ((3) \times (4) + (5) \times (6))$	7	円		
当期の終了の日における各連結法人の雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十三)付表一「1」の合計)	2	人	過年度雇用者給与等支給増加重複基準額 (19の計)	8			
控除対象特定地域基準雇用者数 (別表六の二(十三)「8」)	3		雇用者給与等支給増加重複基準額 $((7) + (8)) \times \frac{30}{100}$	9			
各連結法人の特定地域基準雇用者数に係る個別帰属割合 別表六の二(十三)付表一「12」 別表六の二(十三)「6」	4		調整前個別雇用者給与等支給増加額 (別表六の二(十六)「3」)	10			
控除対象地方事業所基準雇用者数 (別表六の二(十三)「16」)	5	人	個別給与控除額 (9)と(10)のうち少ない金額	11			
各連結法人の地方事業所基準雇用者数に係る個別帰属割合 別表六の二(十三)付表一「17」 各連結法人の別表六の二(十三)付表一「17」の合計	6		過 年 度 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 重 複 基 準 額 の 計 算				
連結事業年度 又は事業年度	雇用者給与等支給額 (調整年度の別表六の二(十六)「1」)	調整年度終了の日における雇用者の数 (調整年度の別表六の二(十三)付表一「1」)	平均給与等支給額 $\frac{(13)}{(14)}$	控除対象地方事業所基準雇用者個別帰属数 (調整年度の(別表六の二(十三)「16」)×(6))	移転型計画に係る特定業務施設のみで計算した地方事業所基準雇用者数	過年度重複控除基準雇用者数 (16)と(17)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	過年度雇用者給与等支給増加重複基準額 (15)×(18)
12	13	14	15	16	17	18	19
調 整 年 度	平 平 平 平	円 人 円 人	円 人 円 人	人 人 人 人	人 人 人 人	人 人 人 人	円 円 円 円
計							

別表六の二（十六）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の5第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合において、同法第68条の15の2第1項から第3項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄は、措置法第68条の15の5第1項の規定の適用を受けようとする連結事業年度（以下「適用年度」といいます。）において同法第68条の15の2第3項の規定の適用を受けない場合にあっては記載を要せず、適用年度開始の前日に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合にあっては当該事業年度に係る部分には別表六（十九）付表の「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄に従って計算した数を記載します。
- 3 適用年度開始の前日に開始した連結事業年度（同日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「調整年度」といいます。）の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該調整年度に係る「雇用者給与等支給額 13」には、当該調整年度の別表六の二（十六）「1」の金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該調整年度の月数で除して計算した金額を記載します。
- 4 調整年度のうちに措置法第68条の15の5第1項の規定（当該調整年度が連結事業年度に該当しない場合には、同法第42条の12の4第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定）の適用を受けなかった調整年度がある場合において、措置法令第39条の46第3項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときは、当該調整年度に係る「雇用者給与等支給額 13」には、適用年度の別表六の二（十六）「4」の金額を記載します。
- 5 「移転型計画に係る特定業務施設のみで計算した地方事業所基準雇用者数 17」には、別表六の二（十三）付表一の「適用年度」の各欄に記載した数のうち措置法第68条の15の2第2項又は第42条の12第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特例控除）の規定の適用を受けた調整年度に係る同法第68条の15の2第5項第6号に規定する特定業務施設に係る部分の数を記載します。